

(別冊 2)

# 事業報告書

令和 7 年 度  
(第 2 2 期事業年度)

自：令和 7 年 4 月 1 日  
至：令和 8 年 3 月 3 1 日

独立行政法人 国立病院機構



## 目 次

|    |                                    |    |
|----|------------------------------------|----|
| 1  | 法人の長によるメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・       | 1  |
| 2  | 法人の目的、業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・         | 4  |
| 3  | 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）・・・・・・・・ | 5  |
| 4  | 中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・               | 6  |
|    | （１）概要                              |    |
|    | （２）一定の事業等のまとまりごとの目標                |    |
| 5  | 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等・・・・・・・・         | 8  |
| 6  | 中期計画及び年度計画・・・・・・・・・・・・・・・・         | 9  |
| 7  | 持続的に適正なサービスを提供するための源泉・・・・・・・・      | 16 |
|    | （１）ガバナンスの状況                        |    |
|    | （２）役員等の状況                          |    |
|    | （３）職員の状況                           |    |
|    | （４）重要な施設等の整備等の状況                   |    |
|    | （５）純資産の状況                          |    |
|    | （６）財源の状況                           |    |
|    | （７）社会及び環境への配慮等の状況                  |    |
|    | （８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉         |    |
| 8  | 業務運営上の課題・リスク及びその対応策・・・・・・・・        | 22 |
|    | （１）リスク管理の状況                        |    |
|    | （２）業務運営上の課題及びその対応策の状況              |    |
| 9  | 業績の適正な評価の前提情報・・・・・・・・・・・・・・・・      | 25 |
|    | （１）診療事業                            |    |
|    | （２）臨床研究事業                          |    |
|    | （３）教育研修事業                          |    |
| 10 | 業務の成果と使用した資源との対比・・・・・・・・           | 29 |
|    | （１）令和７年度の主な業務成果・業務実績               |    |
|    | （２）令和７年度の自己評価                      |    |
|    | （３）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況   |    |
| 11 | 予算と決算との対比・・・・・・・・・・・・・・・・          | 31 |
| 12 | 財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・               | 32 |
| 13 | 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報・・・・・・・・     | 34 |
| 14 | 内部統制の運用に関する情報・・・・・・・・              | 36 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 15 法人の基本情報               | 38 |
| （１）沿革                    |    |
| （２）設立根拠法                 |    |
| （３）主務大臣                  |    |
| （４）組織図                   |    |
| （５）本部・病院の所在地             |    |
| （６）主要な関連公益法人等の状況         |    |
| （７）主要な財務データの経年比較         |    |
| （８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画 |    |
| 16 参考情報                  | 44 |
| （１）要約した財務諸表の科目の説明        |    |
| （２）その他公表資料等との関係の説明       |    |

## 1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、運営しております。

我が国が本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしている中で、医療やIT分野における技術の進歩等により求められる医療の形も大きく変化していくと考えられます。医療・介護などのサービス提供体制について、今後の人口動態やニーズの変化を踏まえ、質の高いサービスを効率的・効果的に提供できる体制を構築する観点から、地域包括ケアシステム及び地域医療構想（医療の機能分化と連携）の更なる推進、人材の確保・育成、働き方改革、デジタル技術の著しい進展に対応していくことなどが必要とされています。

当機構の各病院が引き続き患者さんをはじめとする地域の方々に一層信頼されるためには、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことが重要です。機動性・柔軟性のある運営への見直しを進め、長期的な視点で業務運営を行いながら、法人全体として経営の持続的な健全性が保たれるように取組を進めております。

こうした中、当機構では令和7年度も引き続き、「私たち国立病院機構は、国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために、たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに、患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し、質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます」との理念の下、診療事業、臨床研究事業及び教育研修事業の3つの事業に取り組みました。

診療事業では、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋疾患、結核、心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療など他の設置主体では体制の整備、経験の面で難しく、不採算とされることから実施が困難とされる分野の医療を提供するとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、5疾病6事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療及び在宅医療など、地域医療の向上に積極的に取り組んでおります。

また、患者さんへの虐待防止対策の取組として、本部において、虐待疑い事案の通報状況を定期的にモニタリングする仕組みを整備しております。さらに、職員の意識改革（人権意識、教育研修の充実）、内部通報体制・システムの実効性確保及び「外部の目」の導入の3つの視点から、虐待防止及び発生時の取組に係る「基本的な考え方」を整理し、各病院における虐待防止の取組の向上を図ることとし、法人一体となって虐待防止に取り組んでおります。

臨床研究事業では、EBM（根拠に基づく医療）研究の推進など、臨床現場と一体となった大規模臨床研究を実施するとともに、医師主導治験をはじめとした迅速で質の高い治験を推進し、また、脊椎損傷やアレルギー疾患等の特定分野の高度医療実践拠点化に取り組んでおります。

加えて、我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、電子カルテ情報を収集・集積する IT 基盤として他の機関に先駆けて構築した国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）を活用し、より精度の高い臨床研究の推進や医療の質の向上を目指しております。

また、次世代医療基盤法に基づく認定事業者である日本医師会医療情報管理機構への医療情報データの提供を行っており、治療効果等に関する研究への活用を通じて患者さんの体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながることで期待されています。

教育研修事業では、臨床研修医・専攻医など専門医を目指す医師を対象に講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修の実施や看護職員能力開発プログラムの活用によるキャリア形成支援など、質の高い医療従事者の育成に取り組んでおります。

また、国が進めている看護師の特定行為研修修了者の養成については、各病院が特定行為指定研修機関として申請するための支援や看護師特定行為研修指導者講習会を開催し、e ラーニングや web 講習も活用して看護師の特定行為に係る指導者の養成に取り組み、チーム医療や医師の業務に係るタスクシフト／シェアリング等を推進しております。

昨今の医療を取り巻く厳しい環境の中にあっても、これら 3 つの事業を進め、当機構が役割を果たし続けるためには、持続可能な法人運営を行うことが必要です。このため、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を視野に、法人全体の運営の方向性を示す指針として令和 6 年 12 月策定した国立病院機構（NH0）ビジョンに基づき、その施策のひとつとして、具体的な経営改善策を盛り込んだ「経営改善総合プラン」（令和 7 年 2 月策定）を実行し、経営の健全化を図っております。

また、最も重要な経営資源である人材育成の取組として、令和 7 年 4 月には病院運営・経営の要となる事務部門の職員の将来目指すべき姿を掲げる「国立病院機構事務部門人材育成ビジョン」を策定しました。本ビジョンの実現によって病院が健全に経営され、地域医療提供体制の確保や国の医療政策へ継続的に貢献することが期待されます。

さらに、職員の安全な就業環境を確保するため、令和 7 年 9 月にカスタマーハラスメントに対する基本方針をお示ししました。この取組により職員が安心して業務に取

り組むことが可能となり、ひいては患者さんやご家族との関係性をより良いものとする  
ることにつながると考えております。

独立行政法人化し、20 年が経過する中で、医療を取り巻く環境は大きく変化しま  
した。今後も続く様々な変化に適応していかなければ、当機構の役割や使命を果たし  
続けていくことは困難です。今後も、強みであるスケールメリットを生かして資金を  
有効活用し、法人経営の持続的な健全性を確保するとともに、経営改善に向けた不断  
の取組を進めながら、全職員が一丸となって国の医療政策や地域医療に貢献するた  
め、不断の改革を推進してまいります。

独立行政法人国立病院機構  
理事長 新木一弘

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的（独立行政法人国立病院機構法第3条）

独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。

### (2) 業務内容（独立行政法人国立病院機構法第15条第1項）

当法人は、独立行政法人国立病院機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- I 医療を提供すること。
- II 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- III 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- IV I から III に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



### 3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

#### 厚生労働省の主な施策

**基本目標** 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（主な施策目標）

- ・ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた、質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- ・ 医療従事者の働き方改革を推進すること
- ・ 医療等分野におけるデータ活用や情報共有の推進を図ること
- ・ 医療安全確保対策の推進を図ること
- ・ 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
- ・ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
- ・ 健康危機管理・災害対応力を強化すること

#### 第5期中期目標期間における法人が果たすべき役割

##### 診療事業

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域医療構想の実現のため、地域の医療需要等を勘案した機能の見直し
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供



##### 臨床研究事業

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

##### 教育研修事業

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施



#### 4. 中期目標

##### (1) 概要（第5期中期目標（令和6年4月～令和11年3月））

国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第3条において、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、全国140の病院を1つの法人として運営しています。

この政策目的の実現のため、国立病院機構では、全国的な病院ネットワークを活用しながら、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある分野（セーフティネット分野）の医療や、5疾病6事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施することにより、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを求められています。厚生労働大臣の定める中期目標において、それらの事項が記載されています。

詳細につきましては、第5期中期目標（<https://nho.hosp.go.jp/files/000232507.pdf>）をご覧ください。なお、本目標は令和7年2月21日付で改正されています。

## (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

| セグメント  | 一定の事業等のまとまり     | 目標の概要                                                                                                                                                                          |
|--------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診療事業   | I. 診療事業         |                                                                                                                                                                                |
|        | i. 医療の提供        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療を提供</li> <li>・チーム医療の推進やクリティカルパスの活用促進によって医療の質を向上</li> </ul>                                                        |
|        | ii. 地域医療への貢献    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献</li> <li>・地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを推進</li> </ul> |
|        | iii. 国の医療政策への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の危機管理に際して求められる医療について、中核的な機関としての機能を充実・強化</li> <li>・セーフティネット分野の医療について、中心的な役割を果たす</li> </ul>                                             |
| 臨床研究事業 | II. 臨床研究事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究をより一層推進</li> <li>・他の設置主体も含めた治験等の分野に精通する医療従事者等の育成等により、臨床研究や治験の活性化に貢献</li> </ul>            |
| 教育研修事業 | III. 教育研修事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院ネットワークを活用し、卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を実施</li> <li>・地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、医療の質の向上に貢献</li> </ul>                               |

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### 【国立病院機構の理念】

国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために、たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに、患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し、質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます。

### 【運営方針等】

近年、医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応や、これに伴う更なる患者数の減少など、これまでの想定を大きく超える状況の変化が生じ、安定した病院運営が難しさを増しています。

このため、高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、法人全体としてどのような方向で運営を行っていくかを示すための指針「国立病院機構（NHO）ビジョン」を令和 6 年 12 月に策定しました。

国立病院機構（NHO）ビジョンにおいては、

- ① 国立病院機構の強みであるスケールメリットや、様々な機能、役割、規模等の病院から構成される多様性を生かして、それぞれの病院の個性を発揮しつつ互いに連携しながら、地域のニーズに応じた、質の高い医療を提供していくこと
  - ② 人口減少に伴う人材不足等が進む中で、安定して医療を提供していくため、病院・グループ・本部が一体となって、全職員が安心して、誇りをもって働くことができる職場をつくっていくこと
  - ③ 国立病院機構が国、地域や国民から求められる役割を果たし、法人全体として持続可能な運営を維持していくため、着実に経営改善を進めていくこと
- との 3 つの観点に立って、国立病院機構が直面する課題を整理し、それらにどのように取り組んでいくのかという改革の方向性を示しています。

国立病院機構（NHO）ビジョンの詳細につきましては、

([https://nho.hosp.go.jp/about/nho\\_vision\\_00005.html](https://nho.hosp.go.jp/about/nho_vision_00005.html)) をご覧ください。

（注）NHO：独立行政法人国立病院機構の略称（National Hospital Organization）

## 6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期計画(<https://nho.hosp.go.jp/files/000234130.pdf>)及び令和7年度年度計画(<https://nho.hosp.go.jp/files/000232509.pdf>)をご覧ください。なお、第5期中期計画は、中期目標の改正に伴い、令和7年5月1日付で改正しています。

(注)「○」は主な評価の視点を、「●」は定量的指標を表しています。

| 第5期中期計画と主な指標等                                                                                                                                                                                                                  | 令和7年度年度計画と主な指標等                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                               |
| <b>1 診療事業</b>                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                               |
| <b>(1) 医療の提供【重要度：高】</b>                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                               |
| <u>①患者の目線に立った医療の提供</u><br>○PDCAサイクルを回し、患者の目線に立った医療の提供を推進                                                                                                                                                                       | ○PDCAサイクルを回し、患者の目線に立った医療の提供を推進                                                                                                                                                                |
| <u>②安心・安全な医療の提供</u><br>○医療安全対策を一層充実                                                                                                                                                                                            | ○医療安全対策を一層充実                                                                                                                                                                                  |
| <u>③質の高い医療の提供</u><br>●特定行為を実施できる看護師の配置数を増加<br>(毎年度、前年度より増加)<br>●認定看護師の配置数を増加<br>(毎年度、前年度より増加)<br>●クリティカルパスの実施割合を向上<br>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)<br>●診療放射線技師、臨床検査技師において業務拡大にかかる行為に必要な知識・技能を習得した職員の割合を増加<br>(毎年度、前年度より増加) | ●特定行為を実施できる看護師の配置数を増加<br>(前年度より増加)<br>●認定看護師の配置数を増加<br>(前年度より増加)<br>●クリティカルパスの実施割合の向上<br>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)<br>●診療放射線技師、臨床検査技師において業務拡大にかかる行為に必要な知識・技能を習得した職員の割合の増加<br>(毎年度、前年度より増加) |
| <b>(2) 地域医療への貢献【重要度：高】【困難度：高】</b>                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                               |
| <u>①医療計画等で求められる機能の発揮</u><br>○地域のニーズを踏まえた病床規模や                                                                                                                                                                                  | ○地域のニーズを踏まえた病床規模や                                                                                                                                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>機能の見直しを検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紹介率を向上<br/>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●逆紹介率を向上<br/>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●入退院支援実施率を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</li> </ul> <p>②在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護の延べ利用者数を増加<br/>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所の延べ利用者数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</li> </ul> | <p>機能の見直しを検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紹介率を向上<br/>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●逆紹介率を向上<br/>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●入退院支援実施率を増加<br/>(前年度より増加)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護の延べ利用者数を増加<br/>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> <li>●セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所の延べ利用者数を増加<br/>(前年度より増加)</li> </ul> |
| <p><b>(3) 国の医療政策への貢献【重要度：高】【困難度：高】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>①国の危機管理に際して求められる医療の提供</p> <p>○国の危機管理時、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を全病院で実施<br/>(中期目標期間中)</li> </ul> <p>②セーフティネット分野の医療の確実な提供</p> <p>○セーフティネット分野の医療における中心的な役割を果たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護の延べ利用者数を増加<br/>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> </ul> <p>③エイズへの取組推進</p>                                                                    | <p>○国の危機管理時、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を全病院で実施<br/>(中期目標期間中)</li> </ul> <p>○セーフティネット分野の医療における中心的な役割を果たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護の延べ利用者数を増加<br/>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</li> </ul>                                                                                              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ブロック拠点病院において、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施</p> <p><u>④医療DX</u></p> <p>●診療系プラットフォームの参加病院数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</p> <p>●電子カルテの導入病院数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</p> <p><u>⑤重点課題に対応するモデル事業等の実施</u></p> <p>●後発医薬品の使用割合を、毎年度、数量ベースで85%以上</p>                                                                                                      | <p>○ブロック拠点病院において、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施</p> <p>●診療系プラットフォームの参加病院数を増加<br/>(前年度より増加)</p> <p>●電子カルテの導入病院数を増加<br/>(前年度より増加)</p> <p>●後発医薬品の使用割合を、数量ベースで85%以上</p>                                                                          |
| <p><b>2. 臨床研究事業【重要度：高】【困難度：高】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p><u>(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化</u></p> <p>○診療情報データの分析を更に充実</p> <p><u>(2) 大規模臨床研究の推進</u></p> <p>●新規採択臨床研究課題数を増加<br/>(毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上)</p> <p>●英語原著論文掲載数を維持<br/>(令和10年まで令和5年の実績を維持)</p> <p><u>(3) 迅速で質の高い治験の推進</u></p> <p>○病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進</p> <p><u>(4) 先進医療技術の臨床導入の推進</u></p> <p>○先端的研究機関との研究協力・連携を</p> | <p>○診療情報データベースによるレセプト、DPC調査データに加え、NCDAによる電子カルテ情報の収集・分析を実施</p> <p>●新規採択臨床研究課題数を増加<br/>(前中期目標期間中の実績の平均以上)</p> <p>●英語原著論文掲載数を維持<br/>(令和5年の実績で維持)</p> <p>○治験実施病院の実態を詳細に把握し、指導及び支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進</p> <p>○先端的研究機関との研究協力・連携を</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>推進し、先進医療技術の臨床導入を推進</p> <p><u>(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成</u></p> <p>○他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成</p>                                                                                                                                              | <p>推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるために検討</p> <p>○他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成</p>                      |
| <b>3. 教育研修事業</b>                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                              |
| <p><u>(1) 質の高い医療従事者の育成・確保</u></p> <p><u>① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援</u></p> <p>○新専門医制度における研修コースや研修プログラムを更に充実</p> <p><u>② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援</u></p> <p>●特定行為研修修了者数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</p> <p><u>③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援</u></p> <p>○職種横断的な研修を実施</p> | <p>○新専門医制度における研修コースや研修プログラムを更に充実</p> <p>●特定行為研修修了者数を増加<br/>(前年度より増加)</p> <p>○職種横断的な研修を実施</p> |
| <p><u>(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施</u></p> <p>●地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</p> <p>●地域住民を対象とした研修会の開催件数を増加<br/>(毎年度、前年度より増加)</p>                                                                                                            | <p>●地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数の増加<br/>(前年度より増加)</p> <p>●地域住民を対象とした研修会の開催件数の増加<br/>(前年度より増加)</p>  |
| <p><u>(3) 卒前教育の実施</u></p> <p>●看護職の実習指導者講習会修了者数を増加<br/>(毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</p>                                                                                                                                                        | <p>●看護職の実習指導者講習会修了者数を増加<br/>(前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上)</p>                                 |
| <b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置【困難度：高】</b>                                                                                                                                                                                                     |                                                                                              |
| <u>1. 効率的な業務運営体制</u>                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                              |



|                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(1) 職員の業績評価等の適切な実施</u></p> <p>○職員の実績等を適正に評価し、給与に反映</p> <p><u>(2) 働き方改革への適切な対応</u></p> <p>○ＩＣＴの活用を含めた労務管理及び業務内容の積極的な見直し</p> <p><u>(3) 職員の改善意欲向上に資する取組</u></p> <p>○ＱＣ活動表彰などを通じて、職員の改善意欲を向上</p> <p><u>(4) 情報システムの適切な整備及び管理</u></p> <p>○ＰＭＯにより情報システムの適切な整備及び管理を実施</p> | <p>○職員の実績等を適正に評価し、給与に反映</p> <p>○勤務時間管理システムの積極的な機能拡張等</p> <p>○ＩＣＴの活用により業務内容を見直し</p> <p>○ＱＣ活動表彰などを通じて、職員の改善意欲を向上</p> <p>○ＰＭＯにより情報システムの適切な整備及び管理を実施</p>                                                                                                           |
| <p><u>2. 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築</u></p> <p><u>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</u></p> <p>○人件費比率と委託費比率に留意しつつ、適正な人員配置を実施</p> <p><u>(2) 調達等の合理化</u></p> <p>○医薬品・医療機器・医療材料等の共同購入を実施</p> <p><u>(3) 収入の確保</u></p> <p>○適切かつ効果的な施設基準を取得等</p>                                                | <p>○各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置を実施</p> <p>○人件費比率と委託費比率との合計が適正な水準となるよう努力</p> <p>○医薬品及び医療機器については、他の独立行政法人等と共同購入を実施</p> <p>○医療材料については、共同購入及びベンチマークシステムを活用した価格交渉を実施</p> <p>○近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援の強化などの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率を向上</p> <p>○全病院における施設基準の取得状況</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(4) 保有資産の有効活用の推進</u></p> <p>○地域包括ケアシステムの構築等に資する事業への貸付等を実施</p> <p><u>(5) 経営能力の向上への取組</u></p> <p>○職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組を実施</p> <p><u>(6) 一般管理費の適切な執行</u></p> <p>○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下</p> <p>●各年度の損益計算において、国立病院機構として経常収支を前年度以上</p> <p>●前年度より病床利用率を改善した病院数を増加<br/>(毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上)</p> | <p>を把握し、情報共有</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築等に資する事業への貸付等を実施</p> <p>○経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施</p> <p>○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下を目指し、効率的に執行</p> <p>●令和7年度の損益計算において、国立病院機構として経常収支を前年度以上</p> <p>●前年度より病床利用率を改善した病院数を増加<br/>(前中期目標期間中の実績の平均以上)</p> |
| <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>1. 予算、収支計画及び資金計画</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>○財務内容を改善、長期借入金の元利償還を確実に実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>○財務内容を改善、長期借入金の償還を約定どおり実施</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>2. 短期借入金の限度額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>○限度額 60,000 百万円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○限度額 60,000 百万円</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>4. 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>5. 剰余金の使途</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>○将来の投資及び借入金の償還に充当</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>○将来の投資及び借入金の償還に充当</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>1. 人事に関する計画</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                                                |                                            |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ○医療従事者数について状況の変化に応じて柔軟に対応                      | ○医療従事者数について状況の変化に応じて柔軟に対応                  |
| 2. 施設・設備に関する計画                                 |                                            |
| ○経営状況を勘案し、必要な投資水準の範囲内で投資を実施                    | ○資金状況を踏まえ、必要な投資水準の範囲内で投資を実施                |
| 3. 積立金の処分に関する事項                                | —                                          |
| ○将来の投資、借入金の償還に充当                               | —                                          |
| 4. 内部統制の充実・強化                                  |                                            |
| ○リスク管理の取組を推進                                   | ○リスク管理について、「リスク事象リスト及びリスクマップ」を活用したリスク対策を実施 |
| 5. 情報セキュリティ対策の強化                               |                                            |
| ○情報セキュリティポリシーを遵守                               | ○eラーニングコンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施             |
| 6. 広報に関する事項                                    |                                            |
| ○ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、積極的に広報・情報発信           | ○ホームページの改善やSNSの活用を進めるなど、積極的に広報・情報発信        |
| 7. その他                                         | —                                          |
| ○中期目標の第6の6（既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組の着実な実施）に適切に対応 | —                                          |

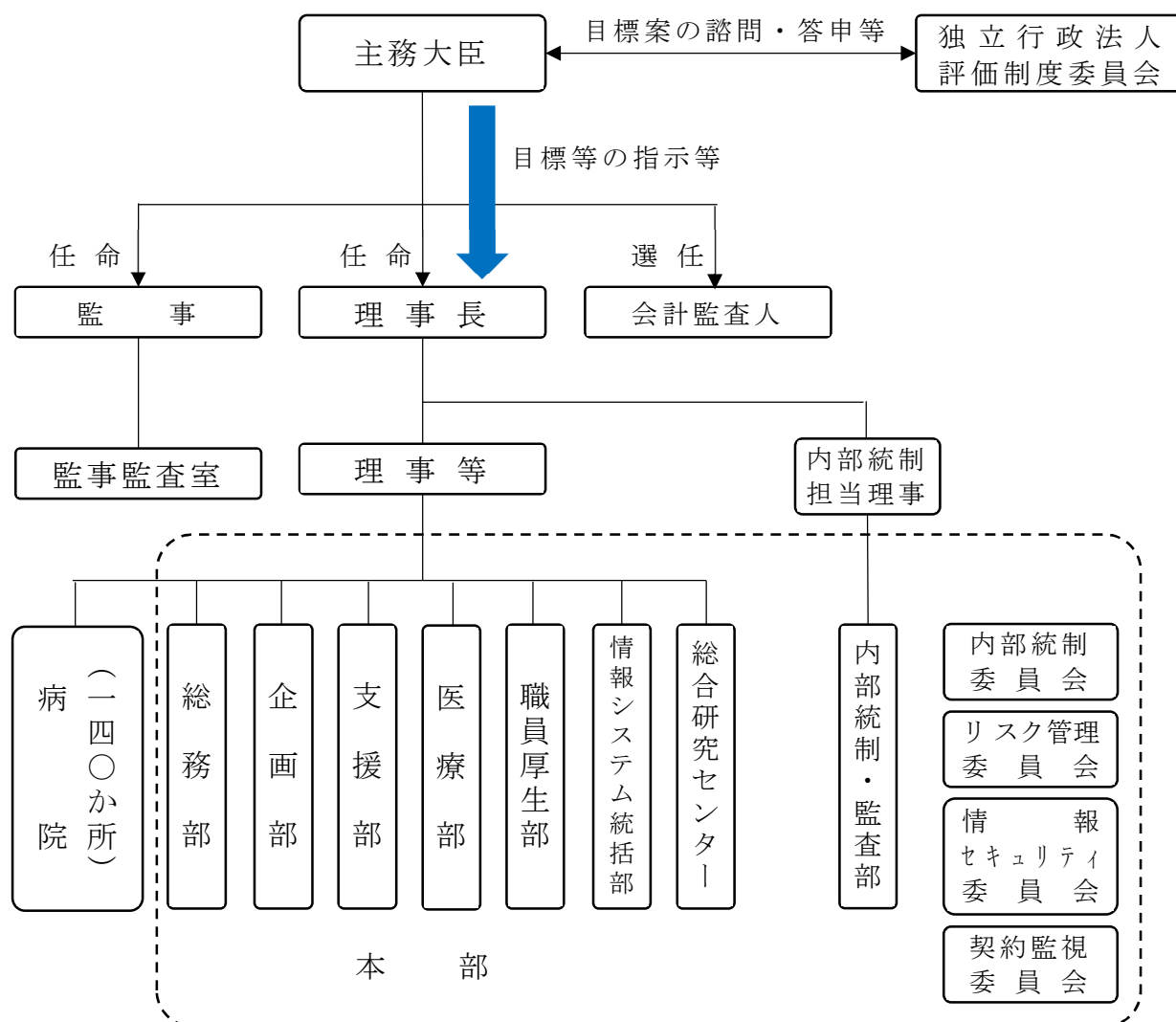
## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

国立病院機構は、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人国立病院機構法第3条の目的を有効かつ効率的に果たすため、内部統制に係る基本方針を定めています。

また、役員(監事を除く。)における職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国立病院機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を内部統制システムとして、その整備に関する事項を業務方法書に定めています。

詳細につきましては、「業務方法書」(<https://nho.hosp.go.jp/files/000038319.pdf>)をご覧ください。



## (2) 役員等の状況

### ① 役員の状況

(令和8年5月13日現在)

| 職 名          | 氏 名     | 任 期                            | 担 当                   | 経 歴                                                                     |
|--------------|---------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 理 事 長        | 新 木 一 弘 | 自 令和 6年 4月 1日<br>至 令和11年 3月31日 |                       | 令和 2年 4月<br>東京医療センター院長<br>令和 2年 4月<br>国立病院機構理事（非常勤）<br>令和 6年 4月<br>（現職） |
| 副 理 事 長      | 日 原 知 己 | 自 令和 7年 7月 9日<br>至 令和10年 3月31日 | 内部統制<br>担当            | 令和 6年 7月<br>厚生労働省社会・援護局長<br>令和 7年 7月<br>（現職）                            |
| 理 事          | 高 倉 俊 二 | 自 令和 7年10月 1日<br>至 令和 9年 9月30日 | 医務担当                  | 令和 6年 7月<br>厚生労働省近畿厚生局長<br>令和 7年 10月<br>（現職）                            |
| 理 事          | 志 磨 宏   | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日 | 資金管理<br>・ C I O<br>担当 | 平成 30年 7月<br>みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社代表取締役常務<br>令和 6年 4月<br>（現職）          |
| 理 事          | 田 中 克 典 | 自 令和 7年 1月 1日<br>至 令和 8年12月31日 | 雇用管理<br>担当            | 令和 3年 4月<br>東京医療センター事務部長<br>令和 5年 1月<br>（現職）                            |
| 理 事<br>（非常勤） | 池 永 肇 恵 | 自 令和 6年 7月 1日<br>至 令和 8年 6月30日 |                       | 平成 28年 1月<br>滋賀県副知事<br>平成 30年 7月<br>内閣府男女共同参画局長<br>令和 4年 7月<br>（現職）     |
| 理 事<br>（非常勤） | 江 面 正 幸 | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日 |                       | 令和 5年 4月<br>仙台医療センター院長<br>令和 5年 4月<br>（現職）                              |

| 職 名          | 氏 名     | 任 期                                  | 担 当  | 経 歴                                                                     |
|--------------|---------|--------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 理 事<br>(非常勤) | 小 林 佳 郎 | 自 令和 8年 5月13日<br>至 令和10年 5月12日       |      | 令和 6 年 4 月<br>東京医療センター院長<br>令和 6 年 5 月<br>(現職)                          |
| 理 事<br>(非常勤) | 小 寺 泰 弘 | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日       |      | 令和 6 年 4 月<br>名古屋医療センター院<br>長<br>令和 6 年 4 月<br>(現職)                     |
| 理 事<br>(非常勤) | 川 端 浩   | 自 令和 8年 5月13日<br>至 令和10年 5月12日       |      | 令和 7 年 4 月<br>京都医療センター院長<br>令和 8 年 5 月<br>(現職)                          |
| 理 事<br>(非常勤) | 柴 山 卓 夫 | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日       |      | 令和 6 年 4 月<br>岡山医療センター院長<br>令和 6 年 4 月<br>(現職)                          |
| 理 事<br>(非常勤) | 岩 崎 浩 己 | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日       |      | 令和 5 年 4 月<br>九州医療センター院長<br>令和 5 年 4 月<br>(現職)                          |
| 理 事<br>(非常勤) | 武森 八智代  | 自 令和 8年 4月 1日<br>至 令和10年 3月31日       | 看護担当 | 令和 8 年 4 月<br>東京医療センター関東<br>信越グループ看護統括<br>監<br>令和 8 年 4 月<br>(現職)       |
| 監 事          | 戸 田 光 一 | 自 令和 6年 7月 1日<br>至 令和10年度財務諸<br>表承認日 |      | 令和 2 年 4 月<br>SOMPO コーポレートサー<br>ビス株式会社代表取締<br>役社長<br>令和 6 年 7 月<br>(現職) |
| 監 事<br>(非常勤) | 藤川 裕紀子  | 自 令和 6年 7月 1日<br>至 令和10年度財務諸<br>表承認日 |      | 平成 12 年 7 月<br>藤川裕紀子公認会計士<br>事務所所長 (現職)<br>令和 6 年 7 月<br>(現職)           |

## ② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、120 百万円（消費税抜き）です。

なお、当該監査法人に対する非監査業務に基づく報酬はありません。

### (3) 職員の状況

常勤職員は令和8年1月1日現在 63,251 人（前期比 775 人増、1.24%増）であり、平均年齢は 38.4 歳（前期末 38.1 歳）となっています。このうち、本部等への国等からの出向者は 39 人です。

国立病院機構では、職場と家庭の両方において、男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発、両立支援制度について職員・職場長等への周知・徹底等の取組を実施することとし、数値目標を設定しています。

詳細につきましては、「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」(<https://nho.hosp.go.jp/files/000233942.pdf>)をご覧ください。

### (4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に建替整備が完了した主要施設等  
な し

② 当事業年度において建替整備中の主要施設等  
工事中 1 施設  
設計中他 6 施設

③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
旧静岡富士病院の土地建物処分  
(取得価格 1,402 百万円、減価償却累計額 437 百万円、  
減損損失累計額 593 百万円、売却額 56 百万円)

### (5) 純資産の状況

① 純資産の状況

(単位：百万円)

| 区 分   | 期首残高    | 当期増加額 | 当期減少額   | 期末残高    |
|-------|---------|-------|---------|---------|
| 政府出資金 | 222,906 | 0     | 0       | 202,906 |
| 資本剰余金 | 222,798 | 0     | △34,286 | 188,512 |
| 利益剰余金 | 30,731  | 0     | △1,590  | 29,141  |
| 純資産合計 | 456,435 | 0     | △35,876 | 450,559 |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等  
な し

## (6) 財源の状況

### ① 財源の内訳

(単位：百万円)

| 区 分    | 金 額       | 構成比率 (%) |
|--------|-----------|----------|
| 収入     |           |          |
| 運営費交付金 | 0         | 0.0%     |
| 長期借入金等 | 49,000    | 3.9%     |
| 業務収入   | 1,120,406 | 90.0%    |
| その他収入  | 76,057    | 6.1%     |
| 合計     | 1,245,463 | 100%     |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### ② 自己収入に関する説明

国立病院機構における自己収入として業務収入があります。

収入全体の9割を占める業務収入の内訳としては、医業収益や補助金等収益、看護師等養成所収益、研究収益などがあります。

## (7) 社会及び環境への配慮等の状況

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月閣議決定）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の推進を図っています。また、環境配慮促進法（平成16年法律第77号）に基づき、環境配慮の基本方針として、省エネルギーの推進、省資源化の推進、廃棄物の適正管理・減量化の推進を掲げ、環境負荷の低減に取り組んでいます。（※1）

その他、仕事と育児・介護の両立（※2）や障害者雇用の促進、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進（※3）に取り組むとともに、各病院において地域のニーズに合わせた医療情報の発信等を目的に医療従事者を対象とした研修や住民を対象とした市民公開講座を実施する等、社会貢献活動を推進しています。

（※1）詳細につきましては、「環境報告書」（<https://nho.hosp.go.jp/files/000243471.pdf>）をご覧ください。

（※2）詳細につきましては、「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」（<https://nho.hosp.go.jp/files/000233942.pdf>）をご覧ください。

（※3）詳細につきましては、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（[https://nho.hosp.go.jp/bid/cnt1-0\\_000508.html](https://nho.hosp.go.jp/bid/cnt1-0_000508.html)）及び「障害者就労施設等からの物品等の調達実績」（[https://nho.hosp.go.jp/cnt1-1\\_000028.html](https://nho.hosp.go.jp/cnt1-1_000028.html)）をご覧ください。



## （８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

国立病院機構は、独立行政法人発足から 20 年にわたり各業務を通じて培った知見・ノウハウ等を有しており、その状況は以下のとおりです。

### ① 診療事業

140 病院を 1 つの法人として運営しており、その全国的な病院ネットワークを生かし、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある筋ジストロフィーなどの神経筋難病、重症心身障害、結核、精神疾患、エイズ等、いわゆるセーフティネット分野の医療から都道府県が策定する医療計画を踏まえた 5 疾病 6 事業及び在宅医療までの幅広い分野で、地域医療に貢献しています。また、医療の質を定量的に評価するための臨床評価指標を作成し、継続的に計測を続けており、他の医療機関においても利用できる計測マニュアルの公表や P D C A サイクルに基づく医療の質改善事業に取り組むことで、我が国の医療の質の向上や標準化に貢献しています。今後も、こうした強みを最大限生かしながら、国の医療政策に積極的に対応することを目指します。

### ② 臨床研究事業

機構の有する全国的な病院ネットワークを活かし、治験を実施するとともに、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、平成 16 年度から「E B M 推進のための大規模臨床研究」を実施しています。

また、我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、電子カルテ情報を収集・集積する I T 基盤である国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）を、平成 27 年度から他の機関に先駆けて構築しています。今後もこれらの強みを最大限生かしながら、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献することを目指します。

### ③ 教育研修事業

医師や看護師をはじめとした多数の人材を有する法人の特性を生かし、医療を発展させるための臨床研究や人材育成のための教育研修を実施し、我が国の医療政策や医療水準の向上に寄与します。

また、様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても機構の特色を生かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施します。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

国立病院機構では、平成 27 年度に定めた「内部統制に係る基本方針」に基づく「独立行政法人国立病院機構リスク管理規程」により、法人運営の障害となるリスクの顕在化の防止及びリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るリスク管理に取り組んでいます。

リスク管理体制として、部門ごとのリスク管理を総括する者を定めるとともに、内部統制担当役員（副理事長）が法人全体のリスク管理を総括しています。

また、リスク管理の検討、審議等を行うためのリスク管理委員会を設置し、本部の内部統制推進部門においてその事務に当たっています。その他、業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査の実施や通報制度の活用等により、内部統制システムの確立を進めています。

各組織におけるリスク管理の方法として、「内部統制に係る基本方針」に基づき「リスク管理規程」を定めた上で、「リスク事象リスト」及び「リスクマップ」を本部及び病院ごとに作成し、法人内でのリスク管理の統一化及び認識の共有を進めることで、リスク管理を推進しています。

### (2) 業務運営上の課題及びその対応策の状況

国立病院機構は、国民に直接サービスを提供する 140 の病院を中心にして医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、法人の目的（独立行政法人国立病院機構法第 3 条）を達成します。

国立病院機構におけるリスクは、この法人の目的を阻害する要因である①業務の有効性及び効率性に関するリスク、②事業活動に関わる法令等の遵守に関するリスク、③資産の保全に関するリスク及び④財務報告等の信頼性に関するリスクと定めています。

これらのリスクを医療安全関係、個人情報保護関係、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬関係、経営戦略関係、労働関係、人材確保関係、債権管理関係、コンプライアンス関係、災害関係、設備・機器保守関係及びその他に区分し、さらに、具体化されるよう医療安全関係を医療事故、院内感染事故、食中毒事故など、個人情報保護関係をサイバー攻撃、個人情報の漏洩・紛失などと細分化して法人内共通のリスク事象として評価しています。（次頁参照）

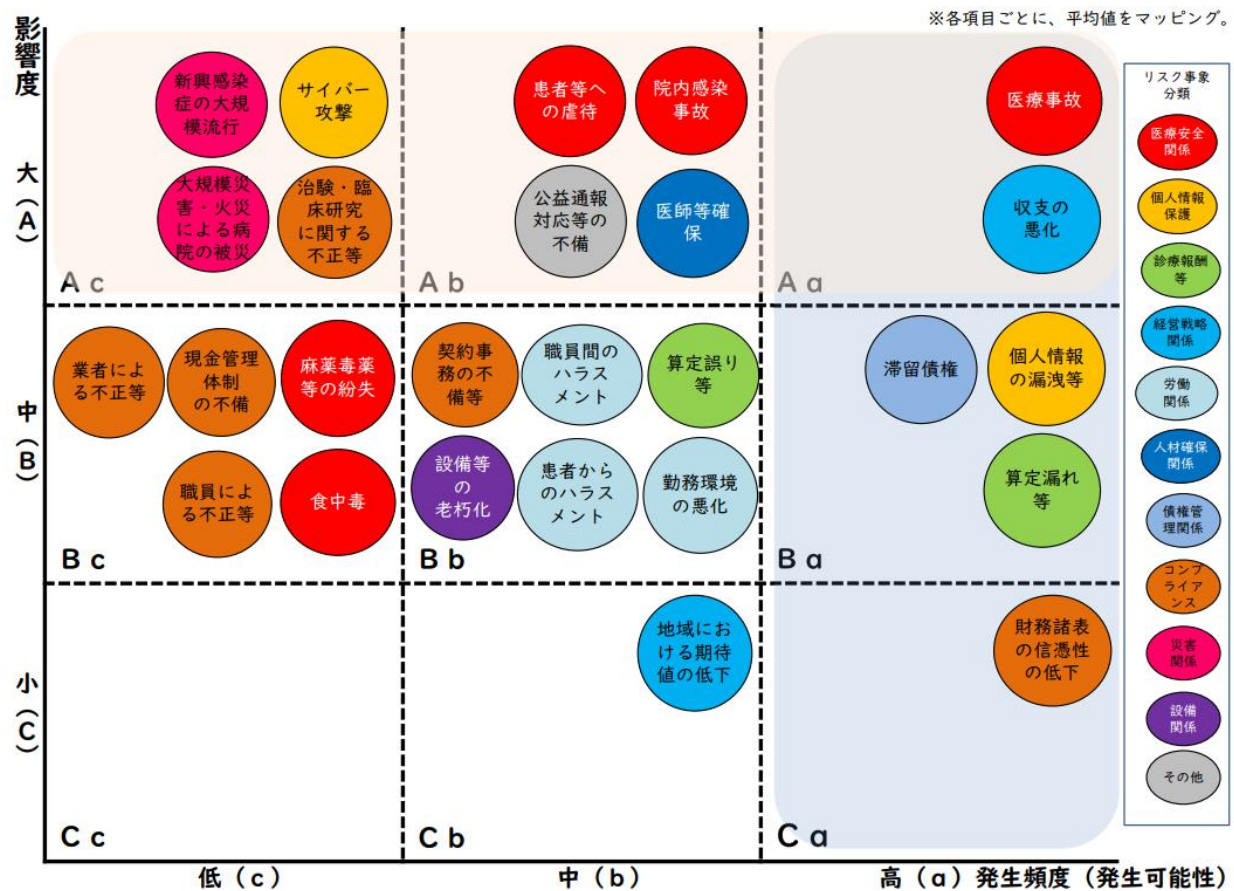
各病院においては、これらのリスク事象（26 事象：病院が個別事情等を踏まえたリスク事象を追加している場合もあります。）について発生可能性、影響度の評価を行い、リスクに対する対応・解決・防止策を策定し、「リスク事象リスト」及び「リスクマップ」に記載します。「リスク事象リスト」及び「リスクマップ」については、リスクの評価や対応策等を含め、毎年度検証・見直しを行っています。そして、140 病院の「リスク事象リスト」及び「リスクマップ」を集計・分析し、国

立病院機構のリスクとしてリスク管理委員会に報告しています。（次頁参照）

【法人内共通のリスク事象】

| 区分                      | リスク事象                      |
|-------------------------|----------------------------|
| 医療安全関係                  | 1 医療事故                     |
|                         | 2 院内感染事故                   |
|                         | 3 麻薬、毒薬等の紛失                |
|                         | 4 食中毒事故                    |
|                         | 5 職員による患者等への虐待             |
| 個人情報保護関係                | 6 サイバー攻撃（新種のウイルス攻撃など）      |
|                         | 7 個人情報の漏洩・紛失               |
| 診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬関係 | 8 算定誤り及びカルテ等記載不備（施設基準誤りなど） |
|                         | 9 算定漏れ（施設基準取得漏れを含む）及び未請求等  |
| 経営戦略関係                  | 10 収支の悪化                   |
|                         | 11 地域医療構想等への適応遅れ           |
| 労働関係                    | 12 勤務環境の悪化                 |
|                         | 13 職員間のハラスメント              |
|                         | 14 患者等からのハラスメント            |
| 人材確保関係                  | 15 医師等確保（人材育成）             |
| 債権管理関係                  | 16 滞留債権                    |
| コンプライアンス関係              | 17 契約事務の不備等                |
|                         | 18 職員による不正・関係法令等違反         |
|                         | 19 現金管理体制の不備               |
|                         | 20 財務経理等の不備                |
|                         | 21 業者による不正等                |
|                         | 22 治験・臨床研究に関する不正等          |
| 災害関係                    | 23 大規模災害・火災による病院の被災        |
|                         | 24 新興感染症の大規模流行             |
| 設備・機器保守関係               | 25 設備・機器・インフラの整備不良・老朽化等    |
| その他                     | 26 公益通報対応等の不備              |

# 【リスクマップ（全病院）】



(注)本表は、令和7年度に全国の140病院にて検証・見直ししたリスクを集計し、その平均値をマップ上に落とし込んだ「リスクマップ」であり、国立病院機構におけるリスク事象を明示したものととなります。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

### (1) 診療事業

国民の健康を守るため、国を挙げて取り組まなければならない医療に対し、国立病院機構は、全国的なネットワークを活かした医療提供体制の充実を図っています。結核、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病など民間では体制の整備、経験で難しく、不採算とされることからアプローチが困難な分野についても、患者・家族が安心して治療、療養ができるよう、各地域の国立病院機構の病院がセーフティネットとして支えています。

#### 国立病院機構のネットワークの活用

各病院の特性に応じ、難治性の疾病等に関し、「診療」「臨床研究」「教育研修」「情報発信」が一体となった医療提供体制の充実を図っており、同じ政策医療分野を担当する施設群がその果たすべき役割を適切かつ効果的・効率的に遂行する観点から、全国的なネットワークを活用していくこととしています。

また、地域における医療に一層貢献するため、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、がん、精神、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む）及び新興感染症発生・まん延時における医療の6事業を中心に、地域連携クリティカルパスを始め地域の医療機関との連携強化を図っています。

令和8年3月現在

#### 5 疾病 6 事業

##### 【がん】

医療計画記載 77 病院  
がん診療拠点病院 35 病院

##### 【救急医療】

医療計画記載 113 病院  
救命救急センター 21 病院

##### 【周産期医療】

医療計画記載 47 病院  
総合周産期 5 病院  
地域周産期 19 病院

##### 【心筋梗塞】

医療計画記載 53 病院

##### 【災害医療】

医療計画記載 70 病院  
災害拠点病院 38 病院

##### 【小児医療】

医療計画記載 77 病院

##### 【脳卒中】

医療計画記載 69 病院

##### 【精神疾患】

医療計画記載 49 病院  
認知症疾患医療センター 16 病院

##### 【へき地医療】

医療計画記載 9 病院  
へき地拠点病院 8 病院

##### 【糖尿病】

医療計画記載 63 病院

##### 【新興感染症】

医療計画記載 140 病院

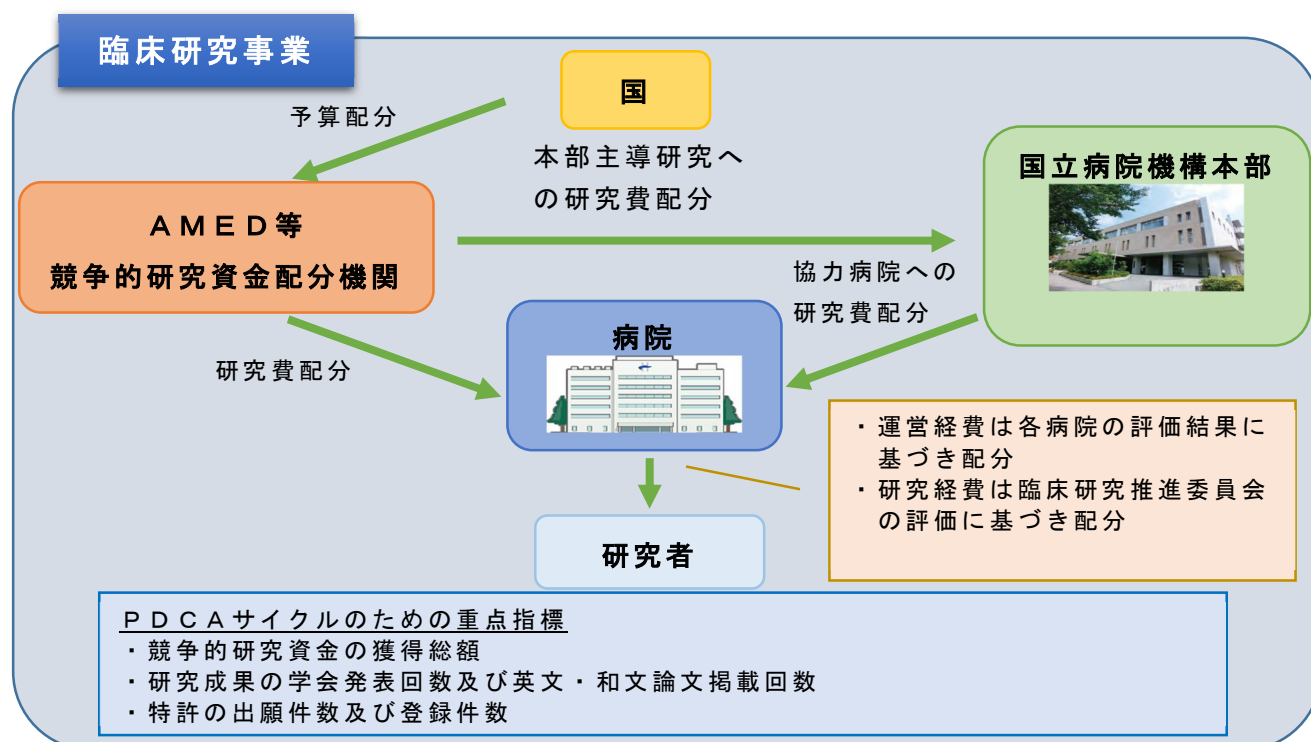
他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療（セーフティネット分野の医療）

（各分野の全国に占める病床のウェイト）

|                                               |                                                  |                                                     |                                            |                                  |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------|
| <b>【重症心身障害】</b><br><br><b>75 病</b><br>(36.2%) | <b>【筋ジストロフィー】</b><br><br><b>28 病院</b><br>(93.7%) | <b>【心神喪失者等医療観察法】</b><br><br><b>14 病院</b><br>(48.5%) | <b>【結核】</b><br><br><b>40 病院</b><br>(28.7%) | <b>【エイズ】</b><br><br><b>67 病院</b> |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------|

## （２）臨床研究事業

国立病院機構の臨床研究事業は、国等の公的資金を活用して実施する臨床研究事業と企業等と合同で実施する治験事業があります。臨床研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「臨床研究法」、治験は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP）」を遵守して実施しています。





### (3) 教育研修事業

#### ① 質の高い医師を育てるための研修

臨床研修医や臨床研修終了後の医師を対象とした専門研修では、51 病院が基幹施設として、17 基本領域で 120 プログラムが認定されているほか、多くの病院が連携施設となっており、大学病院や地域の病院とも協力して専門医の育成に取り組んでいます。国立病院機構独自の研修として「NHOフェローシップ」、「良質な医師を育てるための研修」等を実施しています。

#### 【NHOフェローシップ】

国立病院機構のネットワークを活かし、機構内病院に所属する医師が、自身のスキルアップを目的として、機構内の所属病院以外での診療研修を一定期間経験できる制度

#### 【良質な医師を育てるための研修】

##### 主な研修テーマ

- ・ 総合医として必要な専門領域（循環器、消化器、結核を含む呼吸器、神経・筋疾患等）の研修
  - ・ 総合医として必要なプライマリケア医療に関する研修
- 等

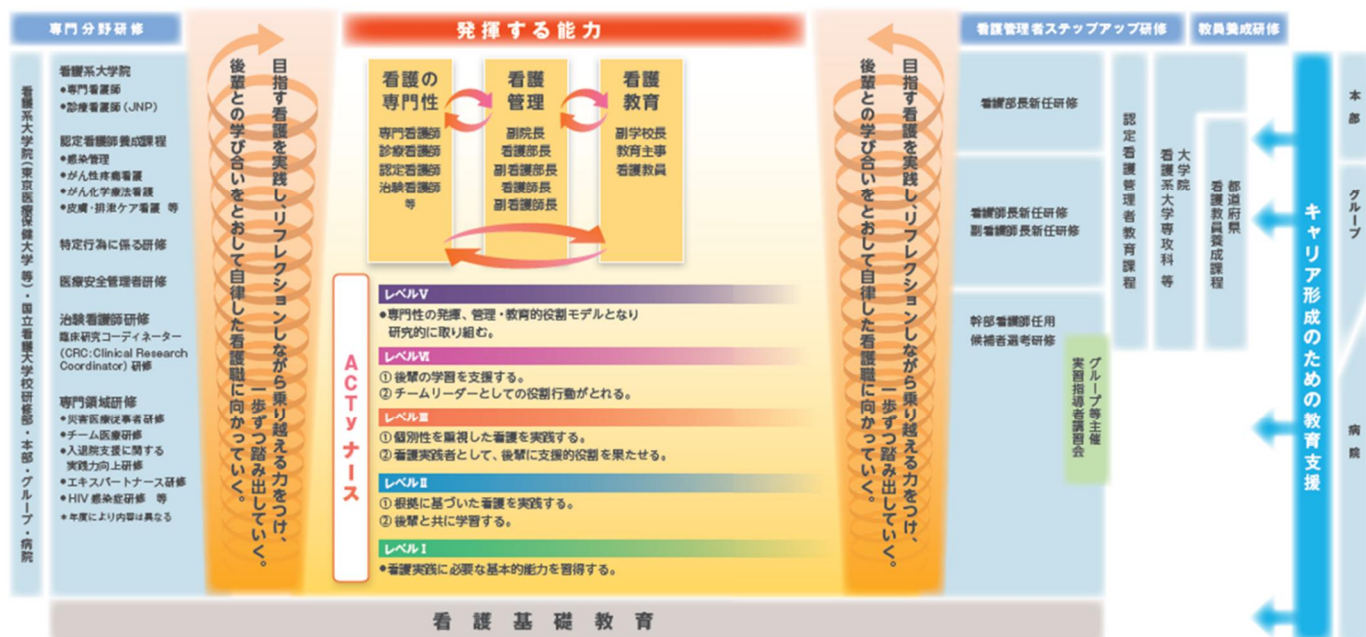


## ② 質の高い看護師等の育成

自己のキャリアデザインに基づき、専門職業人として高い看護実践力と看護を言語化できる能力を持つ看護職員の育成を目指し、就業後のキャリアパスの各段階に応じた多彩な研修を行い、看護師の知識、技術の向上に努めています。また、看護師等養成所を運営し、看護基礎教育と病院が連動し、将来に渡って看護師のキャリア開発ができる環境が整っています。

### 【看護師のキャリアパス制度の充実】

看護職員の能力開発(研修)体系図





## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 令和7年度の主な業務成果・業務実績

#### ○診療事業

- ・重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋疾患、結核、心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療など他の設置主体では体制の整備、経験の面で難しく、不採算とされることから実施が困難とされる分野の医療の提供
- ・都道府県が策定する医療計画を踏まえた、5疾病6事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療及び在宅医療の提供

#### ○臨床研究事業

- ・EBM（根拠に基づく医療）研究の推進など臨床現場と一体となった大規模臨床研究
- ・医師主導治験をはじめとした迅速で質の高い治験
- ・電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤として他の機関に先駆けて構築したNCDA（国立病院機構診療情報集積基盤）による精度の高い臨床疫学研究
- ・次世代医療基盤法に基づいた、日本医師会医療情報管理機構への医療情報データ提供等を実施することで医療技術の向上に寄与

#### ○教育研修事業

- ・看護職員能力開発プログラムの活用によるキャリア形成支援
- ・臨床研修医・専攻医など専門医取得を目指す医師を主な対象に、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修等を実施することで質の高い医療従事者の育成に寄与

業務成果・業務実績の詳細につきましては、業務実績等報告書（[https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0\\_000013.html](https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000013.html)）をご覧ください。

### (2) 令和7年度の自己評価

各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については、次のとおりです。詳細につきましては、業務実績等報告書（[https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0\\_000013.html](https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000013.html)）をご覧ください。

(単位：百万円)

| 項目（※１）                            | 評価（※２） | 行政コスト     |
|-----------------------------------|--------|-----------|
| Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |        |           |
| 1 診療事業                            | A      | 1,143,622 |
| ① 医療の提供 【重】                       | B      |           |
| ② 地域医療への貢献 【重】【難】                 | A      |           |
| ③ 国の医療政策への貢献 【重】【難】               | A      |           |
| 2 臨床研究事業 【重】【難】                   | A      | 11,966    |
| 3 教育研修事業                          | A      | 5,628     |
| Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項                  |        |           |
| 1 業務運営等の効率化 【難】                   | A      |           |
| Ⅲ 財務内容の改善に関する事項                   |        |           |
| 1 予算、収支計画及び資金計画                   | B      |           |
| Ⅳ その他の事項                          |        |           |
| 1 その他主務省令で定める業務運営に関する事項           | B      |           |
| 法人共通                              |        | 18,483    |
| 合計                                |        | 1,179,699 |

（※１）項目内容横の【重】は重要度「高」、【難】は難易度「高」を表しています。

（※２）評価区分

S：目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

### （３）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

| 区分 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 評価 | A   | —   | —   | —   | —    |

（注）評価区分

S：全体として中期計画における所期の目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達していると認められる。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

## 11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

| 区分       | 予算額       | 決算額       | 差額理由 |
|----------|-----------|-----------|------|
| 収入       |           |           |      |
| 運営費交付金   | 0         | 0         |      |
| 長期借入金等   | 49,000    | 49,000    |      |
| 業務収入     | 1,108,153 | 1,120,406 |      |
| その他収入    | 12        | 76,057    | ①    |
| 計        | 1,157,165 | 1,245,463 |      |
| 支出       |           |           |      |
| 業務経費     | 1,076,593 | 1,078,547 |      |
| 診療業務経費   | 1,026,328 | 1,018,821 |      |
| 教育研修業務経費 | 4,625     | 4,705     |      |
| 臨床研究業務経費 | 11,842    | 11,686    |      |
| その他の経費   | 33,798    | 43,335    | ②    |
| 施設整備費    | 55,900    | 50,814    |      |
| 借入金償還    | 39,673    | 39,569    |      |
| 支払利息     | 1,841     | 1,525     | ③    |
| その他支出    | 294       | 56,510    | ④    |
| 計        | 1,174,300 | 1,226,965 |      |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### 予算額と決算額の差額の説明

- ①有価証券の売却による収入が予算額よりも増加したこと等による
- ②人件費の支払額が予算額よりも増加したこと等による
- ③利息の支払額が予算額よりも減少したこと等による
- ④資産運用のための預入を行ったことにより予算額よりも増加したこと等による

詳細につきましては、決算報告書 ([https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0\\_000014.html](https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000014.html)) をご覧ください。

## 12. 財務諸表

それぞれの詳細につきましては、財務諸表（[https://nho.hosp.go.jp/about/cntl-0\\_000014.html](https://nho.hosp.go.jp/about/cntl-0_000014.html)）をご覧ください。

### （１）貸借対照表

（単位：百万円）

| 資 産 の 部  | 金 額       | 負 債 の 部       | 金 額       |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| 流動資産     | 375,303   | 流動負債          | 217,506   |
| 現金及び預金   | 161,070   | 1年以内返済長期借入金   | 40,226    |
| 有価証券     | 7,100     | 買掛金           | 49,995    |
| 医業未収金    | 182,118   | 未払金           | 84,607    |
| 棚卸資産     | 9,624     | 1年以内支払リース債務   | 22        |
| その他      | 15,391    | 引当金           | 34,048    |
| 固定資産     | 1,005,912 | その他           | 8,608     |
| 有形固定資産   | 934,580   | 固定負債          | 743,149   |
| 無形固定資産   | 26,956    | 長期借入金         | 399,685   |
| 投資その他の資産 | 44,376    | 引当金           | 278,147   |
|          |           | リース債務         | 87        |
|          |           | その他           | 65,229    |
|          |           | 負 債 合 計       | 960,656   |
|          |           | 純 資 産 の 部（＊2） | 金 額       |
|          |           | 資本金           | 202,906   |
|          |           | 資本剰余金         | 188,512   |
|          |           | 利益剰余金         | 29,141    |
|          |           | 純 資 産 合 計     | 420,559   |
| 資 産 合 計  | 1,381,215 | 負債純資産合計       | 1,381,215 |

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### （２）行政コスト計算書

（単位：百万円）

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 損益計算書上の費用    | 1,145,180 |
| 経常費用（＊3）     | 1,142,066 |
| 臨時損失（＊4）     | 3,114     |
| その他行政コスト（＊5） | 34,519    |
| 行政コスト合計      | 1,179,699 |

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### (3) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額       |
|--------------------|-----------|
| 経常収益(A)            | 1,134,534 |
| 診療業務収益             | 1,104,825 |
| 教育研修業務収益           | 3,574     |
| 臨床研究業務収益           | 8,439     |
| その他経常収益            | 17,695    |
| 経常費用(B)(※3)        | 1,142,066 |
| 診療業務費              | 1,106,370 |
| 教育研修業務費            | 5,586     |
| 臨床研究業務費            | 11,912    |
| 一般管理費              | 9,648     |
| その他経常費用            | 8,550     |
| 臨時利益(C)            | 9,056     |
| 臨時損失(D)(※4)        | 3,114     |
| 当期純利益(A-B+C-D)(※6) | △1,590    |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

|                | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金<br>(繰越欠損金) | 純資産合計   |
|----------------|---------|---------|------------------|---------|
| 当期首残高(A)       | 202,906 | 222,798 | 30,731           | 456,435 |
| 当期変動額(B)       | 0       | △34,286 | △1,590           | △35,876 |
| その他行政コスト(※5)   | 0       | △34,519 | 0                | △34,519 |
| 当期純利益(※6)      | 0       | 0       | △1,590           | △1,590  |
| その他            | 0       | 233     | 0                | 233     |
| 当期末残高(A+B)(※2) | 202,906 | 188,512 | 29,141           | 420,559 |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### (5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)   | 40,332  |
| 診療業務活動によるキャッシュ・フロー    | 75,417  |
| 教育研修業務活動によるキャッシュ・フロー  | △1,313  |
| 臨床研究業務活動によるキャッシュ・フロー  | △3,163  |
| その他の業務活動によるキャッシュ・フロー  | △29,711 |
| 利息受払額                 | △837    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)   | △31,159 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)   | 9,324   |
| 資金増加額(又は減少額)(D=A+B+C) | 18,498  |
| 資金期首残高(E)             | 87,573  |
| 資金期末残高(F=D+E)         | 106,070 |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 貸借対照表

##### <資産>

令和7年度末現在の資産合計は1,381,215百万円と、前年度と比較して41,492百万円減(2.9%減)となっています。複数の土地、建物等について独立行政法人会計基準に基づく減損処理を実施した結果、固定資産が34,755百万円減少したことが主な要因です。

##### <負債>

令和7年度末現在の負債合計は960,656百万円と、前年度と比較して5,616百万円減(0.6%減)となっています。これは、前年度末と比較して、長期借入金が7,855百万円減(2.0%減)となったことが主な要因です。

##### <純資産>

純資産は420,559百万円と、前年度比35,876百万円減(7.9%減)となっています。これは、当期純損失1,590百万円を計上したことに加え、独立行政法人会計基準に基づく減損処理を実施した結果、純資産が33,905百万円減少したことが主な要因です。

#### セグメント総資産の経年比較

(単位：百万円)

| 区 分    | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 診療事業   | 1,250,199 | 1,224,999 | 1,176,505 | 1,169,529 | 1,132,568 |
| 教育研修事業 | 22,051    | 21,099    | 19,389    | 18,642    | 17,431    |
| 臨床研究事業 | 5,099     | 5,289     | 5,248     | 5,326     | 5,384     |
| 法人共通   | 235,751   | 272,795   | 259,687   | 229,210   | 225,831   |
| 合 計    | 1,513,100 | 1,524,182 | 1,460,829 | 1,422,707 | 1,381,215 |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(注) 1. セグメントの区分については、独立行政法人国立病院機構法に定められている業務内容に基づき、「診療事業」、「教育研修事業」及び「臨床研究事業」に区分しています。

#### 2. 事業の内容

「診療事業」：安心で安全な質の高い医療や政策医療を提供するための事業

「教育研修事業」：質の高い医療従事者（医師、看護師等）を養成・育成するための事業

「臨床研究事業」：医療の質の向上に貢献するための研究、治験等の事業

#### (2) 行政コスト計算書

令和7年度の行政コストは1,179,699百万円です。内訳としては損益計算書上の費用が1,145,180百万円、その他行政コストが34,519百万円です。

#### (3) 損益計算書

##### <経常収益>

令和7年度の経常収益は1,134,534百万円と、前年度と比較して51,645百万

円増（4.8％増）となっています。これは、前年度と比較して診療業務収益における医業収益が 18,888 百万円増（1.8％増）となったこと、診療業務収益における補助金等収益が 21,225 百万円増（414.8％増）となったこと、アスベストの資産除去債務の見積額の見直しによりその他経常収益に 11,451 百万円を収益計上したことが主な要因です。

#### < 経常費用 >

令和 7 年度の経常費用は 1,142,066 百万円と、前年度と比較して 21,701 百万円増（1.9％増）となっています。これは、前年度と比較して診療業務費における給与費が 2,706 百万円増（0.5％増）となったこと、また、診療業務費における材料費が 13,702 百万円増（4.5％増）となったことが主な要因です。

#### < 当期純損益 >

令和 7 年度の当期純損失は 1,590 百万円となり、前年度と比較して 41,716 百万円減（前年度は 43,306 百万円の当期純損失）となっています。これは、前年度と比較して経常収益が 51,645 百万円増（前年度は 1,082,889 百万円の経常収益）となったこと、また、沼田病院の廃止の決定に伴い、同院の建物及び附属設備について、使用可能性を著しく低下させる変化が生じたとして、独立行政法人会計基準に基づく減損処理を実施した結果、臨時損失として 783 百万円の固定資産減損損失を計上したことが主な要因です。

#### セグメント事業損益の経年比較

（単位：百万円）

| 区 分         | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 診 療 事 業     | 104,268 | 67,615  | 12,659  | △20,521 | △1,544  |
| 教 育 研 修 事 業 | △2,371  | △2,087  | △2,038  | △2,131  | △2,012  |
| 臨 床 研 究 事 業 | △3,190  | △1,167  | △1,118  | △3,989  | △3,473  |
| 法 人 共 通     | △7,942  | △5,671  | △4,850  | △10,835 | △504    |
| 合 計         | 90,763  | 58,691  | 4,653   | △37,476 | △7,532  |

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

#### （４）純資産変動計算書

令和 7 年度の純資産はその他行政コスト累計額が 34,519 百万円減少、利益剰余金が 1,590 百万円減少した結果、420,559 百万円となりました。

#### （５）キャッシュ・フロー計算書

##### < 業務活動によるキャッシュ・フロー >

令和 7 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 40,332 百万円の収入となり、前年度と比較して 39,694 百万円の収入増（6218.1％増）となっています。

これは、前年度と比較して診療業務活動による補助金等収入が 19,467 百万円増（267.0%増）となったことが主な要因です。

#### <投資活動によるキャッシュ・フロー>

令和 7 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 31,159 百万円の支出となり、前年度と比較して 10,248 百万円の支出減（24.7%減）となっています。これは、前年度と比較して有価証券の取得による支出が 41,894 百万円減（12.7%減）となったことが主な要因です。

#### <財務活動によるキャッシュ・フロー>

令和 7 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 9,324 百万円の収入となり、前年度と比較して 15,805 百万円の収入減（62.9%減）となっています。これは、長期借入れによる収入が減少したことが主な要因です。

キャッシュ・フロー計算書の経年比較

（単位：百万円）

| 区 分                  | 令和 3 年度  | 令和 4 年度  | 令和 5 年度   | 令和 6 年度  | 令和 7 年度  |
|----------------------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー     | 173,242  | 102,085  | 45,870    | 639      | 40,332   |
| 診療業務活動によるキャッシュ・フロー   | 212,248  | 141,844  | 125,346   | 61,067   | 75,417   |
| 教育研修業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 691    | △ 1,099  | △ 1,037   | △ 1,272  | △ 1,313  |
| 臨床研究業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 3,390  | △ 2,929  | △ 2,321   | △ 3,161  | △ 3,163  |
| その他の業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 32,196 | △ 34,676 | △ 33,070  | △ 34,716 | △ 29,711 |
| 利 息 受 払 額            | △ 2,729  | △ 1,055  | △ 848     | △ 692    | △ 837    |
| 国庫納付金の支払額            | 0        | 0        | △ 42,200  | △ 20,589 | 0        |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | △ 70,037 | △ 48,450 | △ 113,541 | △ 41,407 | △ 31,159 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | △ 53,294 | △ 34,562 | △ 11,448  | 25,129   | 9,324    |
| 資 金 増 加 額            | 49,911   | 19,073   | △ 79,120  | △ 15,639 | 18,498   |
| 資 金 期 首 残 高          | 113,348  | 163,259  | 182,332   | 103,212  | 87,573   |
| 資 金 期 末 残 高          | 163,259  | 182,332  | 103,212   | 87,573   | 106,070  |

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

## 14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の主な実施状況は、次のとおりです。

#### <内部統制の運用（業務方法書第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条）>

国立病院機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、独立行政法人通則法、独立行政法人国立病院機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、内部統制委員会及びリスク管理委員会を整備し、法人内での情報の共有、理事長の法人運営方針及び指示の徹底など、内部統制システムの充実・強化を進めています。

また、「独立行政法人国立病院機構通報事務手続規程」に基づく、通報制度を整



備し、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することによって、通報制度を適切に運用しています。令和7年度においては、54件の通報を受け付け、対応しました。

#### <監事監査・内部監査（業務方法書第14条、第15条）>

監事は、国立病院機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告を理事長及び厚生労働大臣に提出し、監査の結果及び別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載することとしています。

また、理事長は、国立病院機構の法令・諸規程等に基づく業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、内部統制・監査部に命じ内部監査を行わせ、その結果を報告させることとしています。令和7年度の内部監査は、46病院、1グループ担当理事部門及び本部に対して実地・リモートにより実施し、2病院に対して抜打監査を実施しました。さらに、1病院に対して臨時監査を実施しました。

#### <入札及び契約に関する事項（業務方法書第17条）>

契約事務の公正性・透明性を確保した合理的な調達の促進のため、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置しています。

令和7年度においては、契約監視委員会を四半期ごとに開催し、競争性のない随意契約や競争契約における一者応札の審査等を行いました。

また、契約に関する重要事項を審査することを目的として、各病院等に「契約審査委員会」を設置しています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

平成 16 年 4 月 特定独立行政法人として設立

平成 27 年 4 月 中期目標管理法人へ移行

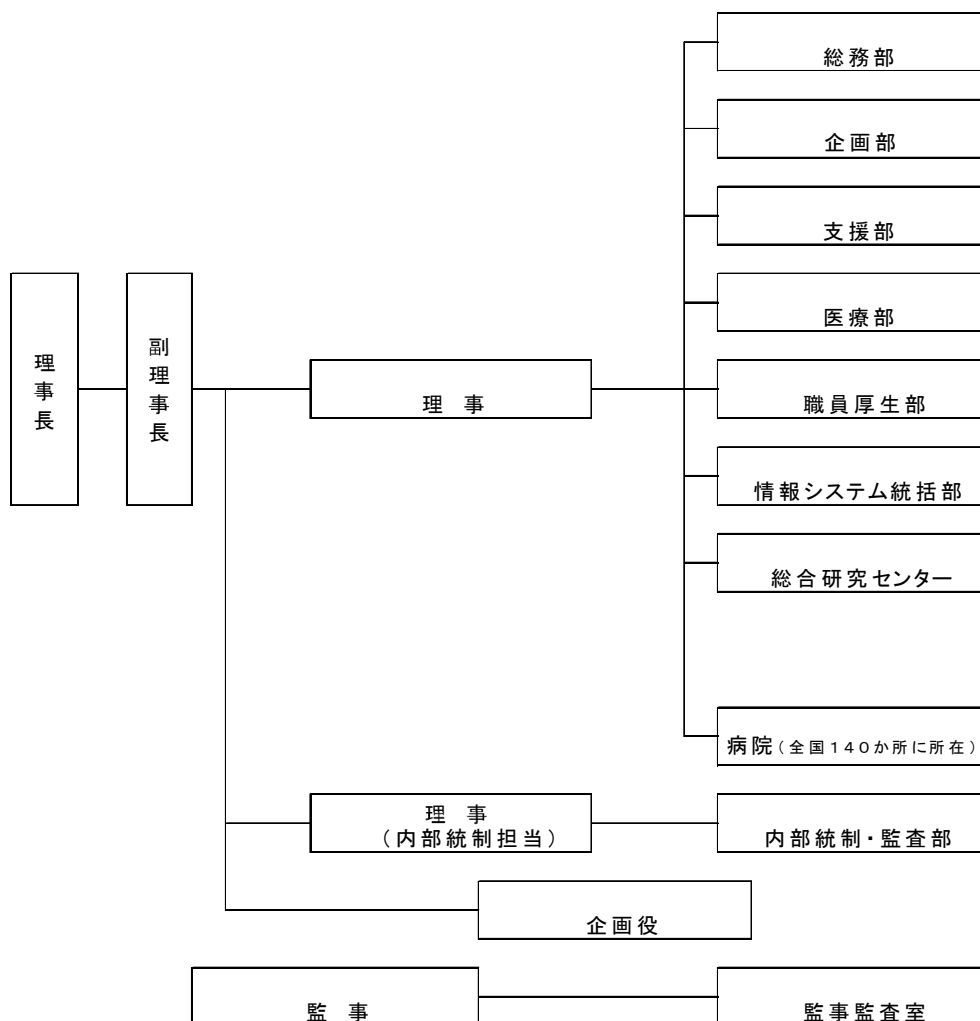
### (2) 設立根拠法

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

### (3) 主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省医政局医療経営支援課）

### (4) 組織図（令和 8 年 4 月 1 日）



(5) 本部・病院の所在地 (令和8年1月10日現在)

[ 本部 ]

本部 : 東京都目黒区東が丘 2-5-21

[ 病院 ]

北海道がんセンター : 北海道札幌市白石区菊水 4 条 2-3-54  
 北海道医療センター : 北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1  
 函館医療センター : 北海道函館市川原町 18-16  
 旭川医療センター : 北海道旭川市花咲町 7-4048  
 帯広病院 : 北海道帯広市西 18 条北 2-16  
 弘前総合医療センター : 青森県弘前市大字富野町 1  
 八戸病院 : 青森県八戸市吹上 3-13-1  
 青森病院 : 青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155-1  
 盛岡医療センター : 岩手県盛岡市青山 1-25-1  
 花巻病院 : 岩手県花巻市諏訪 500  
 岩手病院 : 岩手県一関市山目字泥田山下 48  
 釜石病院 : 岩手県釜石市定内町 4-7-1  
 仙台医療センター : 宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-11-12  
 仙台西多賀病院 : 宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11  
 宮城病院 : 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 100  
 あきた病院 : 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40  
 山形病院 : 山形県山形市行才 126-2  
 米沢病院 : 山形県米沢市大字三沢 26100-1  
 福島病院 : 福島県須賀川市芦田塚 13  
 いわき病院 : 福島県いわき市小名浜野田字八合 88-1  
 水戸医療センター : 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280  
 霞ヶ浦医療センター : 茨城県土浦市下高津 2-7-14  
 茨城東病院 : 茨城県那珂郡東海村照沼 825  
 栃木医療センター : 栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37  
 宇都宮病院 : 栃木県宇都宮市下岡本町 2160  
 高崎総合医療センター : 群馬県高崎市高松町 36  
 沼田病院 : 群馬県沼田市上原町 1551-4  
 渋川医療センター : 群馬県渋川市白井 383  
 西埼玉中央病院 : 埼玉県所沢市若狭 2-1671  
 埼玉病院 : 埼玉県和光市諏訪 2-1  
 東埼玉病院 : 埼玉県蓮田市黒浜 4147  
 千葉医療センター : 千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2  
 千葉医療センター千葉東病院 : 千葉県千葉市中央区仁戸名町 673  
 下総精神医療センター : 千葉県千葉市緑区辺田町 578  
 下志津病院 : 千葉県四街道市鹿渡 934-5  
 東京医療センター : 東京都目黒区東が丘 2-5-1  
 災害医療センター : 東京都立川市緑町 3256  
 東京病院 : 東京都清瀬市竹丘 3-1-1  
 村山医療センター : 東京都武蔵村山市学園 2-37-1  
 横浜医療センター : 神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2  
 久里浜医療センター : 神奈川県横須賀市野比 5-3-1  
 箱根病院 : 神奈川県小田原市風祭 412

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 相模原病院           | :神奈川県相模原市南区桜台 18-1    |
| 神奈川病院           | :神奈川県秦野市落合 666-1      |
| 西新潟中央病院         | :新潟県新潟市西区真砂 1-14-1    |
| 新潟病院            | :新潟県柏崎市赤坂町 3-52       |
| さいがた医療センター      | :新潟県上越市大潟区犀潟 468-1    |
| 甲府病院            | :山梨県甲府市天神町 11-35      |
| 東長野病院           | :長野県長野市上野 2-477       |
| まつもと医療センター      | :長野県松本市村井町南 2-20-30   |
| 信州上田医療センター      | :長野県上田市緑が丘 1-27-21    |
| 小諸高原病院          | :長野県小諸市甲 4598         |
| 富山病院            | :富山県富山市婦中町新町 3145     |
| 北陸病院            | :富山県南砺市信末 5963        |
| 金沢医療センター        | :石川県金沢市下石引町 1-1       |
| 医王病院            | :石川県金沢市岩出町ニ 73-1      |
| 七尾病院            | :石川県七尾市松百町八部 3-1      |
| 石川病院            | :石川県加賀市手塚町サ 150       |
| 長良医療センター        | :岐阜県岐阜市長良 1300-7      |
| 静岡てんかん・神経医療センター | :静岡県静岡市葵区漆山 886       |
| 天竜病院            | :静岡県浜松市浜名区於呂 4201-2   |
| 静岡医療センター        | :静岡県駿東郡清水町長沢 762-1    |
| 名古屋医療センター       | :愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1   |
| 東名古屋病院          | :愛知県名古屋市名東区梅森坂 5-101  |
| 東尾張病院           | :愛知県名古屋市守山区大森北 2-1301 |
| 豊橋医療センター        | :愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50     |
| 三重病院            | :三重県津市大里窪田町 357       |
| 鈴鹿病院            | :三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1      |
| 三重中央医療センター      | :三重県津市久居明神町 2158-5    |
| 榑原病院            | :三重県津市榑原町 777         |
| 敦賀医療センター        | :福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1      |
| あわら病院           | :福井県あわら市北潟 238-1      |
| 東近江総合医療センター     | :滋賀県東近江市五智町 255       |
| 紫香楽病院           | :滋賀県甲賀市信楽町牧 997       |
| 京都医療センター        | :京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1   |
| 宇多野病院           | :京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8    |
| 舞鶴医療センター        | :京都府舞鶴市字行永 2410       |
| 南京都病院           | :京都府城陽市中芦原 11         |
| 大阪医療センター        | :大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14  |
| 近畿中央呼吸器センター     | :大阪府堺市北区長曾根町 1180     |
| 大阪刀根山医療センター     | :大阪府豊中市刀根山 5-1-1      |
| 大阪南医療センター       | :大阪府河内長野市木戸東町 2-1     |
| 神戸医療センター        | :兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1   |
| 姫路医療センター        | :兵庫県姫路市本町 68          |
| 兵庫あおの病院         | :兵庫県小野市市場町 926-453    |
| 兵庫中央病院          | :兵庫県三田市大原 1314        |
| 奈良医療センター        | :奈良県奈良市七条 2-789       |
| やまと精神医療センター     | :奈良県大和郡山市小泉町 2815     |
| 南和歌山医療センター      | :和歌山県田辺市たきない町 27-1    |
| 和歌山病院           | :和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138  |

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 鳥取医療センター         | :鳥取県鳥取市三津 876          |
| 米子医療センター         | :鳥取県米子市車尾 4-17-1       |
| 松江医療センター         | :島根県松江市上乃木 5-8-31      |
| 浜田医療センター         | :島根県浜田市浅井町 777-12      |
| 岡山医療センター         | :岡山県岡山市北区田益 1711-1     |
| 南岡山医療センター        | :岡山県都窪郡早島町早島 4066      |
| 呉医療センター          | :広島県呉市青山町 3-1          |
| 福山医療センター         | :広島県福山市沖野上町 4-14-17    |
| 広島西医療センター        | :広島県大竹市玖波 4-1-1        |
| 東広島医療センター        | :広島県東広島市西条町寺家 513      |
| 賀茂精神医療センター       | :広島県東広島市黒瀬町南方 92       |
| 関門医療センター         | :山口県下関市長府外浦町 1-1       |
| 山口宇部医療センター       | :山口県宇部市東岐波 685         |
| 岩国医療センター         | :山口県岩国市愛宕町 1-1-1       |
| 柳井医療センター         | :山口県柳井市伊保庄 95          |
| とくしま医療センター東病院    | :徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1   |
| とくしま医療センター西病院    | :徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354     |
| 高松医療センター         | :香川県高松市新田町乙 8          |
| 四国こどもとおとなの医療センター | :香川県善通寺市仙遊町 2-1-1      |
| 四国がんセンター         | :愛媛県松山市南梅本町甲 160       |
| 愛媛医療センター         | :愛媛県東温市横河原 366         |
| 高知病院             | :高知県高知市朝倉西町 1-2-25     |
| 小倉医療センター         | :福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1   |
| 九州がんセンター         | :福岡県福岡市南区野多目 3-1-1     |
| 九州医療センター         | :福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1    |
| 福岡病院             | :福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1    |
| 大牟田病院            | :福岡県大牟田市大字橘 1044-1     |
| 福岡東医療センター        | :福岡県古賀市千鳥 1-1-1        |
| 佐賀病院             | :佐賀県佐賀市日の出 1-20-1      |
| 肥前精神医療センター       | :佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160     |
| 東佐賀病院            | :佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324 |
| 嬉野医療センター         | :佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4760-1 |
| 長崎病院             | :長崎県長崎市桜木町 6-41        |
| 長崎医療センター         | :長崎県大村市久原 2-1001-1     |
| 長崎川棚医療センター       | :長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1  |
| 熊本医療センター         | :熊本県熊本市中央区二の丸 1-5      |
| 熊本南病院            | :熊本県宇城市松橋町豊福 2338      |
| 菊池病院             | :熊本県合志市福原 208          |
| 熊本再春医療センター       | :熊本県合志市須屋 2659         |
| 大分医療センター         | :大分県大分市横田 2-11-45      |
| 別府医療センター         | :大分県別府市大字内竈 1473       |
| 西別府病院            | :大分県別府市莊園町 73-8        |
| 宮崎東病院            | :宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1     |
| 都城医療センター         | :宮崎県都城市祝吉町 5033-1      |
| 宮崎病院             | :宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4 |
| 鹿児島医療センター        | :鹿児島県鹿児島市城山町 8-1       |
| 指宿医療センター         | :鹿児島県指宿市十二町 4145       |
| 南九州病院            | :鹿児島県姶良市加治木町木田 1882    |

沖縄病院  
琉球病院

: 沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14  
: 沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1

(注) 各名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されています。

#### (6) 主要な関連公益法人等の状況

法人の名称 : 一般社団法人 国立医療学会

法人との関係 : 会費及び書籍代の支払

詳細につきましては、「附属明細書」([https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0\\_00014.html](https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_00014.html))をご覧ください。

#### (7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

| 区 分               | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益              | 1,148,596 | 1,143,614 | 1,085,744 | 1,082,889 | 1,134,534 |
| 経常費用              | 1,057,833 | 1,084,923 | 1,081,091 | 1,120,365 | 1,142,066 |
| 当期純利益〔又は(△)損失〕    | 85,915    | 54,302    | 585       | △43,306   | △1,590    |
| 資産                | 1,513,100 | 1,524,182 | 1,460,829 | 1,422,707 | 1,381,215 |
| 負債                | 1,004,543 | 961,769   | 940,471   | 966,272   | 960,656   |
| 利益剰余金〔又は(△)繰越欠損金〕 | 81,940    | 136,242   | 94,626    | 30,731    | 29,141    |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー  | 173,242   | 102,085   | 45,870    | 639       | 40,332    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー  | △70,037   | △48,450   | △113,541  | △41,407   | △31,159   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー  | △53,294   | △34,562   | △11,448   | 25,129    | 9,324     |
| 資金期末残高            | 163,259   | 182,332   | 103,212   | 87,573    | 106,070   |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

#### (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位: 百万円)

| 収 入    | 金 額       | 支 出      | 金 額       |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 運営費交付金 | 0         | 業務経費     | 1,087,842 |
| 長期借入金等 | 45,600    | 診療業務経費   | 1,030,637 |
| 業務収入   | 1,129,881 | 教育研修業務経費 | 4,643     |
| その他収入  | 182,141   | 臨床研究業務経費 | 10,823    |
|        |           | その他の経費   | 41,739    |
|        |           | 施設整備費    | 42,061    |
|        |           | 借入金償還    | 41,225    |
|        |           | 支払利息     | 3,593     |
|        |           | その他支出    | 167,278   |
| 計      | 1,357,622 | 計        | 1,341,999 |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

| 区 分      | 金 額       |
|----------|-----------|
| 収益の部     | 1,157,578 |
| 診療業務収益   | 1,140,491 |
| 教育研修業務収益 | 3,596     |
| 臨床研究業務収益 | 8,425     |
| その他経常利益  | 5,061     |
| 臨時利益     | 5         |
| 費用の部     | 1,165,746 |
| 診療業務費    | 1,128,001 |
| 教育研修業務費  | 5,472     |
| 臨床研究業務費  | 11,620    |
| 一般管理費    | 9,370     |
| その他経常費用  | 10,334    |
| 臨時損失     | 950       |
| 純利益      | －8,168    |
| 目的積立金取崩額 | 0         |
| 総利益      | －8,168    |

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

| 区 分         | 金 額       |
|-------------|-----------|
| 資金収入        | 1,438,616 |
| 業務活動による収入   | 1,129,881 |
| 診療業務による収入   | 1,113,063 |
| 教育研修業務による収入 | 3,490     |
| 臨床研究業務による収入 | 7,668     |
| その他の収入      | 5,660     |
| 投資活動による収入   | 182,141   |
| 財務活動による収入   | 45,600    |
| 前年度よりの繰越金   | 80,994    |
| 資金支出        | 1,438,616 |
| 業務活動による支出   | 1,091,434 |
| 診療業務による支出   | 1,030,637 |
| 教育研修業務による支出 | 4,643     |
| 臨床研究業務による支出 | 10,823    |
| その他の支出      | 45,331    |
| 投資活動による支出   | 209,283   |
| 財務活動による支出   | 41,281    |

|          |        |
|----------|--------|
| 翌年度への繰越金 | 96,618 |
|----------|--------|

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

それぞれの詳細につきましては、令和8年度年度計画 (<https://nho.hosp.go.jp/files/000253325.pdf>) をご覧ください。

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

##### 流動資産

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 現金及び預金 | : 現金、預金            |
| 有価証券   | : 合同運用指定金銭信託       |
| 医業未収金  | : 医業収益に対する未収金      |
| 棚卸資産   | : 医薬品、診療材料、給食用材料など |
| その他    | : 未収金、前払費用、未収収益など  |

##### 固定資産

|          |                  |
|----------|------------------|
| 有形固定資産   | : 土地、建物、医療用器械など  |
| 無形固定資産   | : ソフトウェア、電話加入権など |
| 投資その他の資産 | : 長期貸付金（奨学金貸与）など |

##### 流動負債

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 一年以内返済長期借入金 | : 一年以内に返済期限が到来する長期借入金           |
| 買掛金         | : 医薬品、診療材料、給食用材料に係る未払債務         |
| 未払金         | : 上記（医薬品、診療材料、給食用材料）以外の未払債務     |
| 一年以内支払リース債務 | : リース取引に係る債務のうち一年以内に支払期限が到来する債務 |

##### 引当金

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| （賞与引当金）     | : 支給対象期間に基づき定期に支給する役員業績年俸及び職員賞与に対する引当金 |
| （損害補償損失引当金） | : 医療賠償等による損害賠償の支払に備えて設定される引当金          |
| その他         | : 預り補助金等、預り寄附金、未払費用など                  |

##### 固定負債

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 長期借入金     | : 財政融資資金                 |
| 引当金       |                          |
| （退職給付引当金） | : 将来支払われる退職給付に備えて設定される引当 |



|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
|       | 金                                                     |
| リース債務 | :リース取引に係る債務                                           |
| その他   | :資産見返負債、長期未払金、資産除去債務など                                |
| 純資産   |                                                       |
| 資本金   | :政府による出資金                                             |
| 資本剰余金 | :国から交付された施設費等を財源として取得した資産に対応する独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの |
| 利益剰余金 | :業務に関連して発生した剰余金の累計額                                   |
| 繰越欠損金 | :業務に関連して発生した欠損金の累計額                                   |

## ② 行政コスト計算書

### 損益計算書上の費用

損益計算書における経常費用、臨時損失

### その他行政コスト

政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

### 行政コスト

独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

## ③ 損益計算書

### 診療業務収益

医業（入院診療、外来診療等）に係る収益、診療業務に係る施設費等の交付額のうち資本剰余金へ振替しないもの

### 教育研修業務収益

看護師養成所等に係る収益、研修受入に係る収益、教育研修業務に係る運営費交付金・施設費等の交付額のうち資本剰余金へ振替しないもの

### 臨床研究業務収益

委託を受けて行う研究に係る収益、臨床研究業務に係る運営費交付金・施設費等の交付額のうち資本剰余金へ振替しないもの

### その他経常収益

受取利息、土地建物等貸付料収入など

### 診療業務費

医業（入院診療、外来診療等）に要する給与費、材料費、委託費、設備

関係費（減価償却費を含む）など

教育研修業務費

看護師養成所等に係る給与費、経費（減価償却費を含む）、研修受入に係る経費など

臨床研究業務費

研究に要する給与費、材料費、経費（減価償却費を含む）など

一般管理費

本部組織に係る給与費、経費（減価償却費を含む）、本部組織の役職員に係る退職給付費用など

その他経常費用

支払利息、支払手数料など

臨時損益

臨時利益：固定資産の売却益など

臨時損失：固定資産の除却損、医療賠償など

④ 純資産変動計算書

当期末残高

貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務の実施に係る資金の状態を表す

診療業務活動によるキャッシュ・フロー

医業に係る収入、医業を行うための人件費、医薬品等の材料費購入による支出など

教育研修業務活動によるキャッシュ・フロー

看護師養成所等に係る授業料等の収入、看護師養成所等に係る人件費の支出など

臨床研究業務活動によるキャッシュ・フロー

研究に係る収入、研究を行うための人件費、材料費、経費の支出など

その他の業務活動によるキャッシュ・フロー

その他の業務活動による収入、人件費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の償還による収入及び取得による支出、定期預金の戻入による収入及び預入による支出、固定資産の取得による支出など

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の借入による収入及び返済による支出、リース債務償還による支出など

## (2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- ホームページ：当機構のご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。
- 第5期中期目標、第5期中期計画、令和7年度年度計画
- 業務方法書
- 環境報告書
- 仕事と育児・介護の両立支援プログラム
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針  
障害者就労施設等からの物品等の調達実績
- 業務実績等報告書
- 財務諸表等（財務諸表、附属明細書、決算報告書） など